



教えて！知ってトクする法律の話 第2号

新学期を迎える皆さんへ

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！



今日は暑いしヘルメットしなくていいかな～！

ちょっと待って！

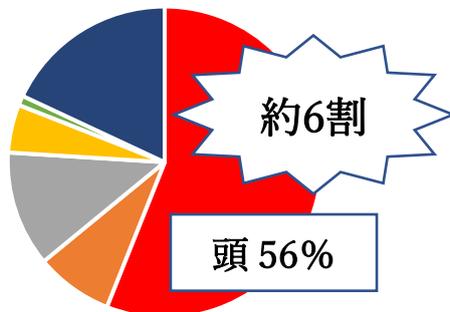
2023年4月1日から、法律が変わって、自転車に乗るときには、ヘルメットを着用するように努力しなければならないことになりました。保護者の方にとっても、お子さんが自転車に乗るときには、ヘルメットを着用させるように努力しなければいけないことになりました。



なんと、自転車死亡事故の約6割が頭部に致命傷

自転車事故で亡くなった人の約6割が、頭に怪我をしたことが原因で亡くなっています。また、ヘルメットを着用していない場合に、自転車事故で亡くなる確率は、着用している場合と比較すると約2.1倍も高くなっています。

自転車に乗車中に亡くなった人が主に怪我をした部位 (平成30年～令和4年)



■ 頭 ■ 首 ■ 胸 ■ 腰 ■ 腕 ■ 足 ■ その他

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の死亡率 (%) (平成30年～令和4年)



■ 着用 ■ 非着用

(参考: [警察庁ウェブサイト](#))

自転車保険にも加入しよう

人にぶつかって死亡・大怪我等をさせたときには、多額のお金を払わなければならないことがあるとあり、過去に約 **1 億円**もの賠償金を払わなければならないことになった事例もあります。

そのような最悪の場合にもそなえて、**自転車保険**に入ることをお勧めします。一般的に、年間の保険料は 3,000 円程度です。現在、多くの地域で自転車保険に加入しなければならないことになっています。

保険



◆ 自転車保険のポイント！

- 相手に対する損害賠償責任が補償される。
- 保険プランによっては、自転車の事故以外の損害賠償責任も補償され、自分の怪我也補償される。
- 家族が加入している自動車保険によって自転車保険もカバーされている場合もある。
- 弁護士特約（自転車事故が起きたときに弁護士さんが代わりに行う示談交渉などの費用が保険で補償されるサービス）もあるとより安心。



担当：鈴木 彬史、森 琢真